《原則1》	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達	
	な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会話	
	監査法人の組織的な運営に関する原則	監査法人まほろばの取組み
指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の	当方人は、経営規範として以下を制定しております。
	品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体	・会計監査制度が資本市場の信頼性の基礎となる重要な
	制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人	機能を構成していることの認識と責任の自覚
	の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップ	・個々の公認会計士の能力向上とその発揮に資する組織
	の姿勢を明らかにすべきである。	環境の整備
		・職業的懐疑心を軸とした品質管理を優先する組織風土の
		醸成
指針 1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観	指針 1-1 をご参照ください。
	を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指	
	針を明らかにすべきである。	
指針 1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑	当法人は、社員及び専門要員の評価において、品質管理
	心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させ	を優先することへの動機付けを行い、評価プロセスの重要な
	るよう、適切な動機付けを行うべきである。	要素としています。一方で、専門要員の業務経歴も多様な
		ことから、幅広い監査アプローチの価値観を認め、構成員の
		貢献を積極的に引き出すことも心掛けております。
指針 1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や	当法人は、その出自から様々な経歴を持った公認会計士で
	知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組	構成されております。大手監査法人の出身者や事業会社の
	織文化・風土を醸成すべきである。	経験者も社員・専門要員を問わず多数おり、様々なレベル
		のネットワークを法人としてのリソースとして活用することとして
		います。こうした多様な経歴をもつ構成者同士がコミュニケー
		ションを取ることが、開放的な組織文化・風土の醸成に繋が
		ると考えています。
指針 1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ	当法人は、定款に監査業務のほかに MA における財務調査
	内を含む。)の位置づけについての考え方に加えて、利益	や企業価値評価業務をその目的に加えておりますが、最近
	相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具	7年間でも数例の実績がある程度で、監査・保証業務が業
	体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべ	
	きである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めて	一方、当法人の専門要員には業務に支障が無い範囲での
	いる場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含め	兼業を認めており、非監査業務を通じた能力・経験の獲得
	て、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を	を推奨しております。個々の専門要員の独立性の確保にも
	講じているか明らかにすべきである。	意義があるとの立場です。
		さらに、監査の現場における専門性のある分野への知見の
		活用も法人のリソースとして整備しております。
指針 1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、	当法人は、グローバルネットワークに加盟していないため、該
	他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経	当ありません。
	営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワーク	
	やグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り	
	方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにす	
	べきである。	

《原則2》	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マ	
	ネジメント)機能を発揮すべきである。	
	監査法人の組織的な運営に関する原則	監査法人まほろばの取組み

11201 0 :	FF + 1 1 1 + 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	V/A L (A A L E L ³ U) ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **
指針 2-1	監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、	当法人は、全社員が出席する総社員総会において、経営
	組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・	や業務の重要案件の討議をおこなっておりますが、日常的
	特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効	な意思決定の場としての代表社員会を別途設置しておりま
	的な経営機能を確保すべきである。	す。代表社員会は毎月開催のほか、臨時的な事案に対応
		して随時開催することとしております。
指針 2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織	
	的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業	
	務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	
1	監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及	代表社員の中から選出される統括代表社員と品質管理
	ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適	責任者は、共同して品質管理の整備・運営に責任を有し
	正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体	ています。品質管理責任者の下には、指定範囲に関する
	制を活用した主体的な関与	責任を有した品質管理委員を置き、役割の分担を図って
		おります。統括代表社員と品質管理責任者は各品質管理
		委員からのフィードバックを元にさらなる改善を行うこととして
		おります。
2	監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経	品質管理委員の中に不正リスク担当委員を置き、各業務
	済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社と	をレビューまたは指導する機能を設けており、業務全体とし
	の間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	ての品質の分析や底上げを図っております。
3	法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力	当法人は、専門要員に対して年間の研修スケジュールを策
	を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評	定し、また、個別に履修すべき研修プログラムを選定して履
	価等に係る体制の整備	修を促しております。履修促進については、一定のインセン
		ティブを付与し、研修への参加を引き出すよう制度を整備し
		ております。専門要員の育成については、監査の現場にお
		ける業務と研修に対する姿勢などを総合的に評価する方
		針にしております。
4	監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化	監査調書の電子保存へ移行したほか、監査業務の効率
	を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監	化及び法人内のコミュニケーションを充実させるためのグルー
	査を実現するための IT 基盤の実装化(積極的なテクノロ	プウェアの段階的な導入を行っております。今後も、外部の
	ジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備	サービス・プロバイダーとの契約・提携により、IT 基盤の充実
		を図ってまいります。
指針 2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通	社員で構成する会議体のメンバーは一定の期間毎に、その
	しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営の	成果を目的に照らして相互評価する仕組みとしており、組
	ための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人	織的な法人運営のための機能の確保に努めております。
	員を選任すべきである。	2 2 2
	7 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	

《原則3》	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の	
	発揮を支援する機能を確保すべきである。	
	監査法人の組織的な運営に関する原則	監査法人まほろばの取組み
指針 3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監	当法人は、社員 10 名未満で構成されている小規模監査
	督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能	法人であり、代表社員会や総社員総会の機関により相互
	を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明ら	に牽制機能を持ち、現体制により実効的な組織運営が可
	かにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評	能と考えております。よって、第三者を含む監督評価機関を
	価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を	設置する必要が低いと判断していましたが、昨今の法令等
	監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支	の改正の趣旨を踏まえて、独立した立場で経営機能の実
	援する機能を確保すべきである。	効性を監督・評価する第三者の知見を活用することとし、
		現在、候補者の検討を行っています。

指針 3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を	指針 3-1 をご参照ください。
	果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するた	
	め、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	
	併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する	
	考え方を明らかにすべきである。	
指針 3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を	
	有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが	
	期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきで	
	ある。	
1	経営機能の実効性向上に資する助言・提言	
2	組織的な運営の実効性に関する評価への関与	
3	経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選	
	退任、評価及び報酬の決定過程への関与	指針 3-1 をご参照ください。
4	法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針	
	の策定への関与	
(5)	内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状	
	況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への	
	関与	
6	被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意	
	見交換への関与	
指針 3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的	指針 3-1 をご参照ください。
	に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は	
	独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な	
	情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる	
	環境を整備すべきである。	

《原則4》		かいに行うための業務体制を整備すべきでもる また 人材	
((A.K.))	の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論		
	を積極的に行うべきである。		
	監査法人の組織的な運営に関する原則	監査法人まほろばの取組み	
指針 4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情	当法人は小規模であり、全ての社員が監査業務に関与	
	報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監	しているため、代表社員会等での意思決定を各監査業	
	査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活	務チームと共有することに時間の乖離はありません。また、	
	用すべきである。また、法人内において会計監査の品質	逆に監査チームごとの討議の結果を代表社員会等にフィ	
	の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきで	ードバックさせることも積極的に行っており、監査品質の向	
	ある。	上に向けた議論を常に行っております。	
指針 4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門	当法人は、専門要員に対して年間の研修スケジュールを	
	家としての能力を保持・発揮させるために、法人における	策定し、また、個別に履修すべき研修プログラムを選定し	
	人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定	て履修を促しております。履修促進については一定のイン	
	し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業	センティブを付与し、研修への参加を引き出すよう制度を	
	的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきで	整備しております。	
	ある。	研修プログラムの内容には、倫理規則や品質管理レビュ	
		-事例集を含み、職業的懐疑心の発揮につながるよう企	
		画しております。	
指針 4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。		
1	法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に	当法人は小規模なため、組織としてフラットな階層になっ	

	発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのと	ております。また、業務数も限られているため、全ての業務
	れた法人の構成員の配置が行われること	の責任者に社員会等の構成員を配しております。こうした
		業務責任者がチームの専門要員と日常的にコミュニケー
		ションを取ることによって、法人全体として職業的懐疑心
		の共有に努めております。
2	法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事	当法人の専門要員は全て公認会計士の資格を有する
	業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅	者であり、且つ殆どの者は監査経験が7年以上となって
	広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	おります。また、MA や株式公開指導、資産税の税務代
3	法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経	理など、非監査業務においても幅広い経験を有する者に
	験を、適正に評価し、計画的に活用すること	より構成されております。
4	法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り	当法人の専門要員には業務に支障が無い範囲での兼
	組むことができる環境を整備すること	業を認めており、非監査業務を通じた能力・経験の獲得
		を推奨しております。
		さらに、監査の現場における専門性のある分野への知見
		の活用も法人のリソースとして整備しております。
指針 4-4		当法人は、被監査会社とのコミュニケーションとして、経営
		者とのディスカッションや監査役とのミーティングを定期的に
		行うことを義務付けており、被監査会社の深度ある情報
		の入手や監査リスクの共有に努めております。
		また、監査の現場においては、管理責任者等と日常的に
		情報の共有や意見交換を行い、被監査会社の組織の
		細部に亘るリスクの吸い上げを行っております。
指針 4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や	当法人は、不服と疑義の申立てに関する規程やフォーム
	手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を	を整備し、法人内部への通報制度を整備しております。
	適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を	また、ホームページに【Hotline】のページを設置し、外部
	被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	からの通報窓口として、広く情報の提供を呼びかけており
		ます。
L		

《原則5》	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確	
	保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
	監査法人の組織的な運営に関する原則	監査法人まほろばの取組み
指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の 参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会	本ガバナンス・コードへの取組み状況を当法人ホームページで公表してまいります。 また、「監査品質のマネジメント
	計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に	に関する年次報告書」を、定期的に公表してまいります。
	閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形	
	で、わかりやすく説明すべきである。	
指針 5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人	
	材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏ま	
	え、以下の項目について説明すべきである。	当監査法人は小規模であり、また、その内在する資源も
1	会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	豊富であるとは認識しておりません。したがいまして、品質管理、ガバナンス、IT,業務資源のいずれについても、積
2	法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考 え方や行動の指針	恒性、ガバアンス、11,業務員源のい971についても、私 極的に外部リソースとの接触・取り込みを進め、小規模ながらも一定の品質を確保した態勢を備えるよう継続的な 努力を行ってまいります。
3	監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	
4	監査法人における品質管理システムの状況	
(5)	経営機関等の構成や役割	

6	監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、 役割、貢献及び独立性に関する考え方	
(7)	法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけにつ	
	いての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	
8	監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえ	
	た深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況	
	(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対	
	策を含む。)	
9	規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、	
	研修・教育も含めた人材育成方針	
(10)	特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	
(1)	海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	
12	監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向け	
	た取組みの実効性の評価	
指針 5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の	
	法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営	
	を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべ	
	きである。	
1	グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバ	
	ルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況	当法人はグローバルネットワークに加盟していないため、該
2	グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計	当ありません。
	監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含	
(3)	む。) 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワーク	
9	女子 監査の品員の確保でもの持続的同工に関し、グローバルネットノーグ やグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価	
(4)	会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグロー	
	バルネットワークやグループとの契約等の概要	
指針 5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みな	当法人は、被監査会社とのコミュニケーションにおいて、当
	どについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参	法人の品質管理システムのご説明を通して、品質管理の
	加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その	向上へ向けた取組やその成果の意見交換を行っておりま
	際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三	す。今後設置の予定である独立性を有する第三者機関
	者の知見を活用すべきである。	とも有益な意見交換を通じて、公益性を高める努力を継
		続してまいります。
指針 5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上	当法人では、ガバナンス・コードの適用状況及び品質管
	に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	理システムの整備運用状況の評価や監査業務の定期
		的検証により監査品質の向上に向けた取組の実効性を
		定期的に評価しております。
指針 5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得	当法人は、本原則の適用状況も含め、HP 等に寄せられ
	 た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結	 たご意見等に真摯に対応し、当法人の組織や態勢の改
	果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	善に取り組んでまいります。
	>アクス・ボールの大田(こう)、「ログ)」	二 1~1人ノルエノリ くいく・ノい ノ 0